

公告第 1 号

公募型プロポーザル方式による佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設  
包括的運転管理等委託業務の実施について（公告）

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務の受託者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので公告します。

平成 27 年 3 月 4 日

佐賀県西部広域環境組合  
管理者 塚 部 芳 和

記

1. 公募型プロポーザル実施に係る事項

- (1) 業務名 佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務
- (2) 業務場所 佐賀県伊万里市松浦町山形地内
- (3) 業務概要

・施設概要

本件施設の概要及び規模は以下のとおりである。

項目	概要
施設名称	佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設
所在地	佐賀県伊万里市松浦町山形地内
敷地面積	約 3.18ha（事業面積 約 16.7ha）
供用開始	平成 28 年 1 月
エネルギー回収 推進施設（溶融施設）	処理方式 : ガス化溶融方式（シャフト炉式） 施設規模 : 205 t/日（102.5 t/日×2 炉） 計画処理量 : 52,120 t/年（平成 28 年度） 処理対象物 : 可燃ごみ、粗大ごみ処理施設残渣 公害防止基準（O <sub>2</sub> 12%換算値） : ばいじん 0.01 g/m <sup>3</sup> N 以下 硫黄酸化物 50 ppm 以下 塩化水素 50 ppm 以下 窒素酸化物 100 ppm 以下 ダイオキシン類 0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下 発電能力 : 3,900kw（定格）

マテリアルリサイクル推進施設 (粗大ごみ処理施設)	処理方式 : 破砕、選別 施設規模 : 22 t / 日 (5 時間運転) 計画処理量 : 3,889 t / 年 (平成 28 年度) 処理対象物 : 粗大ごみ、不燃ごみ
管理棟	構造 : RC 造 階数 : 地上 2 階 建築面積 : 827.86 m <sup>2</sup> 延床面積 : 1,430.01 m <sup>2</sup>
計量棟	形式 : IC カード式 数量 : 3 台 (搬入用 2 台、搬出用 1 台) 秤量 : 30t (最小表示 : 10kg)

・業務内容

本件事業は、組合の構成市町から搬入される一般廃棄物を本件施設において適正（安全かつ安定的、衛生的、経済的）に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運転管理等と経費の効率化を図るため、本件施設の運転管理等に係る業務を包括的に委託するものである。受託者は、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、受託者の創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ安全かつ効率的、経済的及び安定的な運転管理等を行うものとする。詳細は事業者募集要綱による。

(4) 委託期間

運転準備期間、運転期間は次のとおりとする。

・運転準備期間

契約締結日から平成 27 年 12 月 31 日まで

・運転期間

平成 28 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(5) 上限価格の公表

上限価格 1,857,290,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成されるものとする。
- ② 構成員には、構成市町に本社を有する事業者を少なくとも 1 者以上含めるものとする。
- ③ 構成員数の上限は任意とするが、構成員は本件事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出時に、構成員を本件事業の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。
- ④ 応募者が複数の事業者の場合には、構成員の内の 1 者を代表企業として定め、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ⑤ 参加表明書提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合はこの限りではない。
- ⑥ 構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- ⑦ 構成員のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5

項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成員になることはできない。

## (2) 応募者の参加資格要件

### 1) 応募者の全体的要件

- ① 応募者は、本件施設の安全、安定的な運転等管理体制、手段等技術的な提案ができるものであることとする。

### 2) 構成員の共通参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 佐賀県西部広域環境組合建設工事等請負業者資格審査及び指名等に関する規程に基づく指名停止を受けておらず、かつ、構成市町村による指名停止を受けていない者であること。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 納期限の到来した法人税、消費税、地方消費税、構成市町税及び構成市町手数料を滞納している者でないこと。
- ⑨ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ⑩ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者でないこと。
- ⑪ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- ⑫ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者でないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
- ⑭ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れる者でないこと。

- ⑮ 代表企業は、業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。
- ⑯ 組合が本件事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、事業者募集要綱において、「資本金面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本件事業に関し、組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は、以下のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・豊原総合法律事務所

### 3) 業務実績に係る参加資格要件

構成員は、以下の要件を満たすこと。

- ① 地方公共団体発注による全連続燃焼式ごみ焼却施設を対象とした運転管理・維持管理業務の受託実績を1件以上有していること（但し地方公共団体より直接受注したものに限る）。
- ② 地方公共団体発注による破砕選別施設を対象とした、運転管理・維持管理業務の受託実績を1件以上有していること（但し地方公共団体より直接受注したものに限る）。

### 4) 有資格者の配置等に係る参加資格要件

構成員は、以下の要件を満たすこと。1人の技術者が以下の要件の複数を満たす場合には、当該要件を兼ねることができる。

- ① 廃棄物処理法に定める技術管理者の資格を有し、全連続燃焼式エネルギー回収推進施設（発電設備を有する施設に限る。）の総括責任者としての経験を有する技術者を配置できること。
- ② 廃棄物処理法に定める技術管理者の資格を有し、破砕・リサイクル施設の業務経験を有する技術配置できること。

## 3. 提案評価に関する事項

本件業務においては、選定委員会を設置し、あらかじめ設定した優先交渉権者決定基準に従って、選定委員会において提出書類の審査を行い、最優秀提案者を選定する。評価は、応募者から提出された技術提案書及び価格提案書について、各評価項目に応じて得点を付与し、それらを合計した総合点数の最も高い者を最優秀提案者として選定する。

1) 技術提案書の提案内容については、「2) 技術提案に関する得点化方法」に従って得点化を行う。また、提案価格（表1における「価格提案に関する事項」に係る提案内容）については、「4) 価格提案に関する得点化方法」に従い得点化を行う。

選定委員会は、技術提案に関する審査項目の得点と価格提案における得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者として選定し、組合が優先交渉権者として決定する。

※定量化審査の審査項目と配点

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び評価基準については、委託期間にわたる必要性、重要性を勘案し、本件業務において組合が応募者に創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、組合が応募者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。詳細は優先交渉権者決定基準に示す。

1) 技術提案書の提案内容

技術提案書として提案を求める事項については、表 1 における「技術提案に関する事項」に係る提案である。

表 1 定量化審査の審査項目と配点

審査項目			配点	
大項目	中項目	小項目		
技術提案に関する事項	本件事業の取組みに対する理念（コンセプト）		4	4
	同種業務の実績		10	10
	運転管理等業務に関する事項	運転管理体制	8	46
		受入管理	4	
		運転管理	10	
		用役調達	4	
		環境管理	4	
		業務委託費	4	
		リスク管理方法	4	
	地域への貢献	8		
価格提案に関する事項	提案価格に関する事項	提案価格	40	
合 計			100	

2) 技術提案に関する得点化方法

提案を求めている審査項目においては、次に示す 5 段階評価による得点化方法により得点を付与する。各項目の評価点は、選定委員会の合議により決定されるものとする。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×100%
B	A と C の中間程度	配点×75%
C	当該評価項目において、優れている	配点×50%
D	C と E の中間程度	配点×25%
E	当該評価項目において、要求水準書程度である	配点×0%

### 3) 価格提案書の開札

価格提案書の開札を行う。提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が上限価格を超えていた場合又は提案価格が技術提案書に記載した金額と異なっていた場合には失格とする。

### 4) 提案価格に関する得点化方法

提案価格について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

価格提案の得点化にあたっては、定量化限度額を設ける。定量化限度額を下回る価格で入札を行っても失格とはならないが、この場合、提案価格に代え、定量化限度額により価格提案の得点化を行う。なお、定量化限度額は上限価格の85%とする。

また、後記の総合評価値が同点の場合は、提案価格の低い方を最優秀提案者とする。

【価格提案の得点算定式】	
$\left( \begin{array}{l} \text{当該応募者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right) = 40\text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{当該応募者の提案価格}}$	

### 5) 総合評価値の算定方法

「2) 技術提案に関する得点化方法」、「4) 価格提案に関する得点化方法」により算出した各応募者の得点から、次に示す算定式により、各応募者の総合評価値を算出する。

【総合評価値の算定式】	
$\left( \begin{array}{l} \text{当該応募者の} \\ \text{合計得点} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{当該応募者の} \\ \text{技術提案に関する得点} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{当該応募者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right)$	

## 4. 契約条項を示す場所及び期間

本件事業者募集に係る担当係は次のとおりである。

担 当 係 : 佐賀県西部広域環境組合 事務局  
住 所 : 〒848-0027 佐賀県伊万里市立花町 1542 番地 24  
T E L : 0955-29-8455  
F A X : 0955-29-8456  
E - m a i l : [jigyoul-2@eco-westSaga.or.jp](mailto:jigyoul-2@eco-westSaga.or.jp)  
ホ ー ム ペ ー ジ : <http://eco-westSaga.or.jp/index.html>

事業者の募集及び優先交渉権者の決定スケジュールは下表のとおり予定している。

日 付	内 容
平成 27 年 3 月 4 日 (水)	事業者募集要綱等の公表
平成 27 年 3 月 4 日 (水) ~3 月 10 日 (火)	事業者募集要綱等に関する質問の受付
平成 27 年 3 月 16 日 (月)	事業者募集要綱等に関する質問の回答
平成 27 年 3 月 17 日 (火) ~3 月 23 日 (月)	参加資格申請書類の受付
平成 27 年 3 月 25 日 (水)	資格審査結果の通知
平成 27 年 4 月 13 日 (月) ~4 月 17 日 (金)	価格提案書、技術提案書の受付
平成 27 年 5 月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成 27 年 5 月中旬	委託契約締結

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

※詳細は事業者募集要綱による。

#### 5. 提案の無効

応募者として必要な資格がない者のした提案及び本件募集に関する条件に違反した提案は無効とする。

#### 6. 契約書作成の要否

優先交渉権者決定後、組合と優先交渉権者との間で委託契約の締結に協議を行い、優先交渉権者を受託者と決定し、組合と受託者との間で委託契約を締結し、委託期間中の組合と受託者の役割、責任分担について明確化する。

#### 7. その他必要な事項

- ・ 問い合わせ先は「5. 契約条項を示す場所及び期間」の担当課による。
- ・ 事業者募集要綱、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、委託協定書（案）についての詳細は「4. 契約条項を示す場所及び期間」のホームページに掲載する。